

# 令和8年度 結城市不妊治療費助成事業のご案内

結城市では不妊治療を受けたご夫婦に、治療費(自己負担額)の一部を助成しています。

## 対象となる治療

体外受精及び顕微受精(生殖補助医療)と併用して実施した先進医療  
上記、不妊治療の過程において行われる男性不妊治療

## 助成額

年度内の上限10万円まで(上限に達するまで複数回申請可能)  
※限度額認定を控除した額に対して助成

## 申請期限

令和9年3月31日まで  
※1回の治療終了ごとに治療終了後60日以内または年度の末日いずれかの早い日

## 対象となるご夫婦

- (1)法律上の婚姻をしている夫婦又は生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある夫婦
- (2)治療開始期間の初日の妻の治療開始年齢が43歳未満であること
- (3)生殖補助医療または男性不妊治療を受けていること
- (4)夫及び妻のいずれもが、治療開始日から住所を本市に有し、治療終了後も本市に定住する意思を有すること。ただし、事実婚関係にある夫婦については、夫及び妻のいずれもが治療開始日から住所を本市に有し、治療終了後も本市に定住する意思を有するとともに同居していること。
- (5)市税等を滞納していない夫婦であること
- (6)申請する生殖補助医療費について、他市町村が実施する同様の趣旨の助成等を受けていないこと

## 申請に必要なもの ※申請書は、健康増進課の窓口でお渡します。

No.	書類種別
1	令和8年度結城市不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)
2	令和8年度結城市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
3	令和8年度結城市不妊治療費助成金交付申請に係る状況確認に関する同意書(様式第3号)※
4	医療機関発行の領収書・明細書の写し
5	債権者登録申請書
6	通帳など振込先の口座が分かるもの
7	限度額認定証または限度額認定区分が確認できる書類 ※対象の方のみ

※住民票の記載内容により、ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本及び市税等に滞納がないことを証明するものも提出してください。(例:ご夫婦の住民票が異なる場合など)

※事実婚の方は、夫婦両方の住民票及び戸籍謄本を提出してください。

## 限度額適用について

### ●マイナ保険証をご利用の方

申請時にマイナポータルで限度額区分を確認します。ログインができるか事前に確認してください。

### ●健康保険証をご利用の方

必ず限度額適用認定証を受診時に受付に提示して治療を受けてください。

## 申請にあたっての注意点

(1)R8 年度より、助成を受けるには、**事前相談**が必要になります。

(2)助成金の受給には、医療機関での「限度額適用認定証」の提示が必須です。提示がない場合、限度額を超えた治療費の助成を受けることはできません。

(3)1 回の治療・検査が終了後 60 日以内または年度の末日いずれかの早い日

(4)申請期限終了後の申請は、受理できません。

※やむを得ない理由により申請期限内に申請できない場合には、申請期限内に健康増進課までご相談ください。

## 申請までの流れ

- ① 限度額適用認定証の交付を受ける(マイナ保険証をご利用の方は事前相談時にお申し出ください。)
- ② 市に事前相談する(健康増進課の窓口)
- ③ 医療機関にて検査・治療を受ける
- ④ 医療機関で「結城市不妊治療費助成事業受診等証明書を作成してもらう
- ⑤ 申請に必要な書類等の確認をする

対象者		必要書類
全員	<input type="checkbox"/>	令和 8 年度結城市不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)
全員	<input type="checkbox"/>	令和 8 年度結城市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
全員	<input type="checkbox"/>	令和 8 年度結城市不妊治療費助成金交付申請に係る状況確認に関する同意書(様式第3号)※
全員	<input type="checkbox"/>	医療機関発行の領収書・明細書の写し
健康保険証をご利用の方	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証
マイナ保険証ご利用の方	<input type="checkbox"/>	マイナポータルへのログインができるか確認する
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードとスマートフォン
全員	<input type="checkbox"/>	債権者登録申請書
全員	<input type="checkbox"/>	通帳など振込先の口座が分かるもの
事実婚関係にある方	<input type="checkbox"/>	夫婦それぞれの戸籍謄本

- ⑥ 市へ申請する(治療が終了した日の 60 日以内または属する年度内の末日まで)

## 申請場所及び問合せ先

結城市健康増進課(母子保健係) ☎0296-34-0329

## <体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲>

の部分か助成対象となる治療です。どのステージに該当するかは主治医にご確認ください。

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （顕微授精）・培養 （前培養・凍精）	胚移植		妊娠の確認 （胚移植のおおよそ 2週間後）	助成対象範囲	
	薬品投与 （自然周期で行 う場合もあり）	薬品投与 （自然周期で行 う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植	凍結胚移植			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施	■								■	助成対象
B 凍結胚移植を実施*	■						■			助成対象
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	■									助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■									助成対象
E 受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	■									助成対象
F 採卵したか卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	■									助成対象
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	■									助成対象
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止	■									対象外

\*B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあげて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\*採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とします。